

## 沖縄大学でも労働基準関係法令に係る講義を実施

—— 学生アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン ——

沖縄労働局では、「学生アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン（4月～7月）」の一環として、平成28年6月28日（火）の琉球大学に続き、7月21日（木）に沖縄大学においても、法経学部春田吉備彦教授の「労働関係法Ⅰ」の講義において、2、3年次を中心に約50名の学生を対象に『学生アルバイトの労働条件の履行確保及び適切な労務管理のために』と題して、当局福永総務部長が講義を実施しました。

講義内容は、労働関係法令の概要説明に始まり、実際にあった労働関係トラブル事例を基にこれらに対する法律上の取り扱い、対処方法について説明を行いました。

受講した学生から、「アルバイトでも年次有給休暇は取れますか？」、「求人の労働条件と実際の労働条件が異なった場合ペナルティはありますか？」、「内定はもらったけど、労働条件がよくわからない…」などの質問が寄せられ、講師から、法律上の説明のほか、アルバイトを含め働く側の心構えなどについてのアドバイスがありました。

最後に講師から学生に対して、「トラブルがあった場合には、一人で悩むことなく、労働局等の総合労働相談コーナーや労働基準監督署へ相談してほしい」と呼びかけ、講義は終了しました。



講 義 風 景